

## Press Release

(行事・催し物)

件名	東小学校《子ども110番!》の設置	
実施日	2月4日(火) ~ 2月7日(金)	
タイムスケジュール (詳細に記載願います)	日 時	内 容
	上記日程の10時00分~18時00分 ※時間帯の中の1時間ほど	校区内店舗等への趣旨説明及びステッカー貼付と救急セットの配布
場 所	東小学校区内の店舗や寺院等50箇所	
主(共)催	東小学校「学校運営協議会」、美唄市教育委員会	
開催の趣旨	東小学校「学校運営協議会」として、登下校時や放課後における児童の安全を守る事業を行う	
内 容	別紙《趣意書、依頼書、会則》配布  ※配付箇所、時間については2月3日に決定しますので、学校に問合せをお願いします。	
参加対象	東小学校「学校運営協議会」委員	
参加人数	11名	
備 考		
担 当 課	東小学校 担当 校長 畑島 俊治 電話 0126-63-2611	

令和2年2月吉日

各 位

美唄市立東小学校 学校運営協議会 会長 伊原 潤 司  
美唄市立東小学校 校長 畑 島 俊 治

## 「子供の安全を守る活動」について（御依頼）

立春の候、皆様には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より東小学校の教育振興のため、大所高所よりお力添えを頂いておりますことに、衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、私共〔美唄市立東小学校【学校運営協議会】〕は、美唄市教育委員会の委嘱を受け、東小学校に通う子供たちの健全育成を期して結成された機関であります。

現在、東小学校職員の他、学校評議員・PTA役員・主任児童委員・東地区育成協議会・せわずきせわやき隊の代表者により組織を構成し、活動しております。

今年度の事業内容につきましては、5月から論議を深め、重点課題として「子供の安全を守る活動」について企画・推進すべく決定したところです。特に、その中で出された「子ども110番の設置」については、全会一致で『是非、実現したい』旨、議決されたところであります。しかしながら、この件につきましては、地域の皆様の御理解と御協力を頂いて進めることが必須条件であることから、「趣意書」を作成し、東小学校校区内の店舗等に直接お伺いして、御説明と参加の御依頼をさせて頂くことといたしました。

つきましては、本事業の趣旨に対しまして、何卒、御賛同と御支援を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

各 位

## 趣 意 書

この度、美唄市立東小学校学校運営協議会にて、次の事業を計画いたしました。

つきましては、何かと御多用の中、大変恐縮ではございますが、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 1 名称 「東小学校《子ども110番!》」の設置
- 2 目的 昨今の社会情勢を見ますと、無謀運転による死亡事故や、多発する不審者事案など、子供を取り巻く環境が脅かされている状況にあり、このことは、東小学校の校区においても決して対岸の火事ではありません。これまで東小学校では、不審者や交通安全、熊の出没などの事案が発生する度に〔緊急性と重要性〕をもって保護者への周知に努めてきたところです。しかし、特に、不審者事案に対しては、“安全を確保する環境づくり”において、対応が不十分であるとの反省に立っております。  
このことから、改善策の一つとして、現在、形骸化している《子ども110番の家》を見直し、名称を「東小学校《子ども110番!》」に改めて推進委員会を組織し、「実効性を持った地域のセーフティネットの構築」に努めるものであります。
- 3 対象 東小学校の校区にある【商店】・【医院[病院]】・【寺院】など、児童の下校時や放課後の時間帯で緊急に起きた事案に対して「避難」や「保護」への対応が可能な施設等
- 4 内容 (1) 学校運営協議会が学校とも連携しながら進めていく事項
  - ① 「東小学校《子ども110番!》」会則の整備。
  - ② 「東小学校《子ども110番!》」ステッカーの作成。
  - ③ 「東小学校《子ども110番!》」への参加依頼【2月中に実施】
  - ④ 児童・保護者及び、行政機関等への周知。
  - ⑤ 緊急用「薬箱(サビオ等)」の準備(2) 「東小学校《子ども110番!》」への参加を承諾頂いた施設等が取り組む事項
  - ① 「東小学校《子ども110番!》」ステッカーの貼付。
  - ② 児童が不審者から逃げてきた場合の安全確保。
  - ③ 児童がケガなどをしている場合に対応する薬袋[協議会が準備する]を置いて頂く。  
\* サッポロドラッグストア美唄店の御厚意で提供頂いたカットバンや三角巾、ガーゼ等を袋詰めしたもの  
\* 学校運営協議会委員が使用状況を確認し、補充します。
  - ④ 家庭または学校への連絡（関係者が迎えに来るまでの当該児童の保護）。  
\* 美唄市立東小学校 ☎63-2611

美唄市立東小学校 学校運営協議会 会長 伊原潤司  
美唄市立東小学校 校長 畑島俊治

## 「東小学校《子ども110番!》」推進委員会会則

第1条（名称） この会は、「東小学校《子ども110番!》」推進委員会と呼ぶ。

第2条（目的） 未来を担う児童の健やかな成長を願い「東小学校《子ども110番!》」を設置し、地域や家庭、学校の連携のもと、児童の安全確保に向けた支援活動を行う。

第3条（事務局） 本委員会の事務局は、「美唄市立東小学校 学校運営協議会」の中に置く。

第4条（構成） 美唄市立東小学校学校運営協議会委員及び、「東小学校《子ども110番!》」に加入する各施設等の代表者の方々をもって構成する。

第5条（事業） 第2条の目的を達成するために、次の事業を行うこととし、その施行に当たっては総会をもって議決するものとする。

- 1 「東小学校《子ども110番!》」の設置と情報交流
- 2 定期総会（年1回）
- 3 学校や関係機関への情報提供及び、啓発活動

第6条（会議） 本推進委員会では、次の会議を持つ。

- 1 定期総会 年1回（4～6月中）行い、委員長が招集する。
- 2 事務局会議 事務局会議は、「東小学校 学校運営協議会」と兼ねて行う。構成についても学校運営協議会委員と同様とする。

第7条（役員） 本推進委員会には、次の役員を置く。

1 顧問	（必要に応じて置く）	数名
2 推進委員長	（東小学校 学校運営協議会会長）	1名
3 副推進委員長	（ // // 副会長）	1名
4 事務局長	（東小学校教頭）	1名
5 事務局次長	（東小学校主幹教諭）	1名
6 事務局員	（学校運営協議会委員）	6名
7 監査	（東小学校校長）	1名

第8条（会員） 本推進委員会の会員は、「東小学校《子ども110番!》」に加入する各施設等の代表者とする。

第9条（役員の職務）

- 1 顧問は、本推進委員会における事業推進の円滑な運営のため、指導・助言を行う。必要に応じて、行政機関・市理事者等から招聘する。
- 2 委員長は、本推進委員会を代表として業務を総括し、会の責任を負う。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等あるときは、その職務を代行する。
- 4 事務局長は、関係機関や家庭、学校との連携のもと、推進委員会の事務的業務を

執り行う。

- 5 事務局次長は、事務局長を補佐し、必要に応じて会計業務を行う。
- 6 事務局員は、本推進委員会の業務を企画・推進し、地域・家庭・学校の連携を支援する。
- 7 監査は、本推進委員会の業務について監査する。会計執行業務のあるときは、会計監査を併せて行う。

第10条（役員の選任と任期） 本推進委員会における役員の選任と任期は次の通りとする。

- 1 委員長と副委員長は、学校運営協議会の会長と副会長が各々、その任に当たる。
- 2 事務局長と事務局次長は、当面、教頭と主幹教諭が各々務めるが、学校運営協議会において事務局長等が新たに設置された場合は、その者が任に当たる。
- 3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。学校運営協議会の役職を降りたときには、後任者がその役員を引き継ぐ。

第11条（会計） 本推進委員会の運営についての経費は、基本、執行しない。  
必要に応じて執行される場合は、会計年度を4月1日から翌年3月末までとし、監査を受ける。

<付則> 本推進委員会の規約は、令和元年10月1日から施行する。

# 東小学校



# 子ども110番!





サッポロドラッグストア美咲店から提供頂いたガーゼ等



救急セットの仕分け作業